

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	(広報広聴課)	37
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(広報広聴課)	38
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(畜産振興課)	38
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	39
○土地改良法による道営換地処分……………	(農業施設管理課)	40
○土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定(2件以上)……………	(農業施設管理課)	40
○土地改良事業の廃止の協議の適否の決定……………	(農業施設管理課)	40
○土地改良事業の工事の完了の届出……………	(農業施設管理課)	40
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	40
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	40
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	40
○道路の供用の開始……………	(道路課)	41
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路課)	41
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	(砂防災害課)	41
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(会計事務センター)	41

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告(2件)……………	43
--------------------------	----

道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	45
----------------------	----

道人事委員会規則

○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	46
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	47

道公安委員会規則

○苦情の申出の処理及び通知に関する規則の一部を改正する規則……………	48
------------------------------------	----

告 示

北海道告示第80号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成23年2月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成23年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成23年2月15日に一般競争入札の公告を行う平成23年度新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」
- (2) 資 格 平成23年度新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 特定役務の種類 新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

過去2年間に、国(特殊法人等を含む。)又は地方公共団体と広報業務に関する契約を締結し、かつ確実に履行(以下「契約実績」という。)した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の契約実績に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員(組合が指定する組合員)の値の合計値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成23年2月15日から3月25日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総合政策部知事室広報広聴課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該機関の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道告示第81号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年2月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

平成23年度新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結年月日から平成24年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

平成23年北海道告示第80号に規定する平成23年度新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総合政策部知事室広報広聴課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階小会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部知事室広報広聴課）

(2) 入札日時 平成23年4月1日（金）午後3時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総合政策部知事室広報広聴課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5111

9 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

A set of businesses of the newspaper publicity service titled “*Minasan no Akarenga* (Your Red Brick Building)” from April 2011 to March 2012

B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., April 1, 2011

C Contact : Public Relations and Opinions Division, Office of the Governor, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo, Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5111

北海道告示第82号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年2月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（検査1回分当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

牛ヨーネ病スクリーニング用エライザキット（ヨーネスクリーニング・プルキエ又はこれと同等のもの） 牛136,000頭分（牛ヨーネ病検査に必要とされる検査キット数）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）による動物用医薬品一般販売業の許可を受けていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成23年2月15日（火）から3月17日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部食の安全推進局畜産振興課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道農政部食の安全推進局畜産振興課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎7階農政部第1中会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部食の安全推進局畜産振興課）
- (2) 入 札 日 時 平成23年3月29日（火）午後2時（送付による場合は、同月28日（月）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：nosei.rakuchiku1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道農政部食の安全推進局畜産振興課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5438

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Bovine yohne's disease detective ELISA kit for screening "yohnescreening-pourquier"
or its equivalent (Unit price contract) The amount of 136,000 cattle
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 29, 2011
(If mailed, bids must arrive no later than March 28, 2011)
- C Contact : Livestock Farming Promotion Division, Bureau of Food Safety Promotion,
Department of Agriculture, Hokkaido Government Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-ku,
Sapporo 060-8588 Japan
Phone 011-204-5438

北海道告示第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（美里地区経営体育成基盤整備（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振総合振興局に備え置いて、平成23年2月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次の地区の換地処分をした。

平成23年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 新篠津村達布中央地区
- 2 厚真町厚南第2地区

北海道告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、平成23年2月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
浦 白 町	浦白第1	維持管理	北海道空知総合振興局
清 水 町	羽田桐第2	基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用道路）	北海道十勝総合振興局

北海道告示第86号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、浦白町の行う土地改良（浦白第2地区維持管理）事業の廃止の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成23年2月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、鹿追町の行う土地改良（東瓜幕地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金〔交換分合附帯農道等整備〕（農業用道路））事業の工事を平成21年9月30日に完了した旨の届出があった。

平成23年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第88号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成23年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 利尻郡利尻町仙法志字本町29の1・29の4から29の6まで・33の1・33の2・97の9・97の12から97の15まで・110の35・110の36・112・116・117・119・120（以上18筆について次の図に示す部分に限る。）、97の17

- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

- 3 指 定 施 業 要 件

- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び利尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第89号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 伊達市東有珠町240の22（次の図に示す部分に限る。）、240の61

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第90号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1)解除予定保安林の所在場所

石狩市・勇払郡むかわ町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2)保安林として指定された目的

風害の防備
- (3)解除の理由

道路用地とするため
- 2(1)解除予定保安林の所在場所

勇払郡むかわ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2)保安林として指定された目的

公衆の保健
- (3)解除の理由

道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに石狩市役所及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成23年2月15日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
道道 八千代帯広線	帯広市別府町零号37番1地先から同市別府町南15線38番1地先まで	平成23. 2.15 午前11時	

北海道告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成23年2月15日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
1 道路の種類	道道		
2 路 線 名	鷹栖東鷹栖比布線		
3 道路の区域			
区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長 国道等との重複区間
上川郡比布町2649番7地先から同郡比布町2631番11地先まで	前	10.90mから22.55mまで	585.22m —
	前	19.00mから25.46mまで	600.37m —

後	10.90mから22.55mまで	585.22m	—
後	11.00mから25.46mまで	600.37m	—

北海道告示第93号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災課及び北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。
平成23年2月15日

北海道知事 高 橋 はるみ
羽幌東浜1（その2）地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡	町	大字	字	地番	標柱番号
苫前郡	羽幌町	焼尻	東浜	114番	1
同	同	同	同	同	2
同	同	同	同	129番1	3
同	同	同	同	同	4

北海道告示第94号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成23年2月15日

- 北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1冊（500枚／冊）当たりの単価）及び数量（調達予定数量）
ア PPC用紙（A4）140,000冊
イ PPC用紙（A3） 2,500冊
ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 契約締結日から平成24年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

(5) 電子入札に関する事項

この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難い場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、ア及びイに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成23年2月15日午前9時から同年3月24日午後5時まで。
ただし、紙により申請する場合で持参によるときは、北海道出納局会計事務センターに平成23年2月15日から同年3月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日の午前9時から午後5時までの間に、送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計事務センターに同月23日までに提出すること。

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局会計事務センター

5 入札執行の日時等

(1) 入 札 開 始 日 時 平成23年3月28日 午前9時

(2) 入札書提出締切日時 平成23年3月30日 午後3時

ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に、送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計事務センターに同月29日まで提出すること。

(3) 開 札 場 所 北海道出納局会計事務センター

(4) 開 札 予 定 日 時 平成23年3月31日 午前11時

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 電子入札システム上及び北海道出納局会計事務センター

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局会計事務センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kjc/kjc2.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 1冊500枚未満の数量の時は、1冊500枚に換算して入札すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道出納局会計事務センター

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Plain paper (recycled-paper) A4 (210 mm×297 mm) approximately 70,000,000 sheets of paper

b Plain paper (recycled-paper) A3 (297 mm×420 mm) approximately 1,250,000 sheets of paper

B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., March 30, 2011

(If mailed, bids must arrive no later than March 29, 2011)

C Contact : Accounting Administration Center, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Nishi 7-chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

総合振興局告示及び 振興局告示

北海道石狩振興局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年2月15日

北海道石狩振興局長 荒川 剛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称

ア デジタル複写機等の賃貸借 一式（2台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ デジタル複写機等の賃貸借 一式（2台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

ウ デジタル複写機等の賃貸借 一式（3台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の数量（調達予定数量） 入札説明書による。

(3) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(4) 契約期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成23年2月15日から同年3月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道石狩振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道石狩振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館4階 石狩振興局大会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道石狩振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成23年3月14日（月）午後1時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成22年11月9日付け北海道空知総合振興局告示第104号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を相当する組織に申し込むこと。

また、北海道石狩振興局のホームページ（<http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatsu.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 支出負担行為をする者（契約者） 北海道空知総合振興局長 羽貝 敏彦

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道石狩振興局地域政策部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5808

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of copying machine 2 1 set

b Lease of copying machine 2 1 set

c Lease of copying machine 3 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 14, 2011

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Ishikari Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nishi 7-chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo 060-8558 Japan
Phone : 011-204-5808

北海道宗谷総合振興局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年2月15日

宗谷総合振興局長 忠 嶋 隆

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1品目当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

ア 調達をする物品等の名称

医薬品 一式 アーチスト錠2.5mgほか（全202品目）

イ 数 量 入札説明書による。

202品目については、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 北海道立香深診療所及び北海道立鬼脇診療所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、緊急の発注の際に、指定する日時に1の(4)の納入場所に確実に納品することができる体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成23年2月15日（火）から同年3月14日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8525 稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室2階会議室（送付による場合は、郵便番号 097-8525 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課）

(2) 入 札 日 時 平成23年3月28日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月25日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、電子メールによる交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：wakanaiho.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課 (2) 所 在 地 郵便番号 097-8525 稚内市末広4丁目2番27号 電話番号 0162-33-2977 10 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Medical supplies and so on 202 items B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 28, 2011 (If mailed, bids must arrive no later than March 25, 2011) C Contact : Health and Welfare Planning Division, Office of Health and Welfare, Department of Health and Environment, Souya General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 2-27 4-chome, Suehiro, Wakkanai 097-8525 Japan Phone : 0162-33-2977	1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（26台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） イ 調達台数及び調達予定枚数 26台 180,410枚（1月当たり） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成23年2月15日（火）から同年3月4日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階第4研修室
道教育庁石狩教育局告示	
北海道教育庁石狩教育局告示第17号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成23年2月15日 北海道教育庁石狩教育局長 伊 藤 文 明	

(送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課) (2) 入 札 日 時 平成23年 3 月15日 (火) 午前11時 (送付による場合は、同月 14日までに必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒 (宛先を明記したもの) 及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ (http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/index) においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 全ての入札金額 (単価) が北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号) 第151条第 1 項の規定により定めた予定価格 (単価) の制限の範囲内である入札 (有効な入札に限る。) をした者のうち、入札書記載の入札総価額 (調達台数の 1 月当たりの入札金額 (単価) に、1 枚当たりの入札金額 (単価) に調達予定枚数を乗じて得た額の合計額) が最低である者を落札者とする。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 電話番号 011-204-5870 10 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 26 copy machines 1 set	B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 15, 2011 (If mailed, bids must arrive later than March 14, 2011) C Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Government Nishi 7-chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan Phone : 011-204-5870 道 人 事 委 員 会 規 則 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年 2 月15日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則13-75 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (北海道人事委員会規則13-42) の一部を次のように改正する。 第10条に次のただし書を加える。 ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇 (以下この条において「特定病気休暇」という。) の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他の人事委員会が定める日 (以下この条において「除外日」という。) を除いて連続して90日を超えることはできない。 (1) 生理日の勤務が著しく困難な場合 (2) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤 (地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) 第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。) により負傷し、若しくは疾病にかかった場合 (3) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) に基づき、職員の健康を確保するために勤務の軽減の措置を受けた場合 第10条に次の 5 項を加える。 2 前項ただし書、次項及び第 4 項の規定の適用については、連続する 8 日以上期間 (当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として人事委員会が定める場合にあっては、その日数を考慮して人事委員会が定める期間) の特定病気休暇を使用した職員 (この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。) が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1 回の勤務に割り振られた勤務時間 (1 回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業法第19条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の人事委員会が定
---	---

める時間（以下この項において「部分休業時間等」という。）がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業時間等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第4項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

- 3 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日（次条第1項第12号の生理休暇を使用した日を除く。）は、第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 6 第1項ただし書及び第2項から前項までの規定は、地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用の職員には適用しない。

第12条第1項を次のように改める。

条例第16条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 父母の配偶者
- (3) 配偶者の父母の配偶者
- (4) 子の配偶者
- (5) 配偶者の子

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第10条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用した病気休暇について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から引き続き使用している病気休暇（一の疾病（結核性疾患その他人事委員会が定める疾病に限る。以下同じ。）の療養のために承認されたものに限る。）については、平成24年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。
- 4 新規則第10条第2項の規定の適用については、前項に規定する病気休暇は、同条第2項に規定する直前の特定病気休暇に含まないものとする。
- 5 新規則第12条第1項の規定は、施行日以後に任命権者が承認する介護休暇について適用し、施行日前に承認された介護休暇については、なお従前の例による。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月15日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13－76

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）の一部を次のように改正する。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他の人事委員会が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

- (1) 生理日の勤務が著しく困難な場合
- (2) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
- (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、職員の健康を確保するために勤務の軽減の措置を受けた場合

第10条に次の5項を加える。

- 2 前項ただし書、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として人事委員会が定める場合にあっては、その日数を考慮して人事委員会が定める期間）の特定病気休暇を使用した職員

(この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。)が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間(1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の人事委員会が定める時間(以下この項において「部分休業時間等」という。))がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業時間等以外の勤務時間)の全てを勤務した日の日数(第4項において「実勤務日数」という。))が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。 3 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日(以下この項において「特定負傷等の日」という。))の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。)のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。 4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。 5 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日(次条第1項第12号の生理休暇を使用した日を除く。)は、第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。 6 第1項ただし書及び第2項から前項までの規定は、地方公務員法第22条第1項(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第12条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する条件付採用の職員には適用しない。 第12条第1項を次のように改める。 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。	(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹 (2) 父母の配偶者 (3) 配偶者の父母の配偶者 (4) 子の配偶者 (5) 配偶者の子 附 則 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「新規則」という。)第10条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用した病気休暇について適用する。 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から引き続き使用している病気休暇(一の疾病(結核性疾患その他人事委員会が定める疾病に限る。以下同じ。))の療養のために承認されたものに限る。)については、平成24年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。 4 新規則第10条第2項の規定の適用については、前項に規定する病気休暇は、同条第2項に規定する直前の特定病気休暇に含まないものとする。 5 新規則第12条第1項の規定は、施行日以後に教育委員会が承認する介護休暇について適用し、施行日前に承認された介護休暇については、なお従前の例による。
道 公 安 委 員 会 規 則	
苦情の申出の処理及び通知に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年2月15日 北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子 北海道公安委員会規則第1号 苦情の申出の処理及び通知に関する規則の一部を改正する規則 苦情の申出の処理及び通知に関する規則(平成13年北海道公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。 「第78条の2第1項」を「第79条第1項」に、「第78条の2第2項」を「第79条第2項」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	